

2017年3月16日
日本商工会議所
東京商工会議所

知的財産政策に関する意見

2003年に「知的財産立国」を目指して、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部が設置されて以来、知的財産（知財）の創造・保護・活用に向けて数多くの施策が講じられ、知財への関心は大いに高まった。しかし、近年、特許出願件数は再び減少傾向に転じるなど、知財への取り組みは勢いを欠いている。

“ものづくり” “サービス” “コンテンツ” など、わが国が強みを生かし、グローバルな競争に打ち勝つためには、イノベーションを収益力の向上につなげる知財戦略が不可欠である。国はもとより、各々の地域において、知的財産の創造・保護・活用に関する戦略を策定し、目標を掲げ、リーダーとなる者を定めて取り組むことが重要である。

特に、わが国の付加価値額の約半分は、三大都市圏以外の地方で生み出されており、地方創生の実現は「成長する経済」に欠くことはできない。各地域において、資源や強みを徹底的に掘り起し、ブランドやコンテンツ、技術といった知財を戦略的に活用して、国内はもとより、アジアをはじめとした海外市場を獲得できるよう、官民をあげて積極的に取り組むことが必要である。

また、地域経済の担い手である中小企業の知財に対する意識を一段と高め、特許をはじめとした知財の創造・活用を促進することが極めて重要である。個々の中小企業における、知財権の取得・活用経験や、人材・資金・情報といった社内リソースの多寡など、多様な実態を的確に捉えて、きめ細かく支援していくことが効果的である。あわせて、新商品・サービスを開発する企業、生産性向上に取り組む企業、海外を含め新市場展開を目指す企業、創業・ベンチャー企業などに、支援の重点化を図る観点も必要である。

これらの基本的な考え方のもと、政府におかれては知財に関する具体的な政策課題として、以下の事項に取り組んでいただきたい。商工会議所としても、地域や中小企業における知財の創造・活用に向けて、関係先と連携し積極的に取り組む所存である。

記

I. 知財活用が地方創生実現のカギ

「地方創生の実現」は、わが国最大の課題である潜在成長率の引上げと持続的な経済成長に不可欠である。広域観光振興や農商工連携などを加速して、地域の資源や強みを最大限に活用した成長産業を育成し、域外の需要、消費、投資を取り込むことが重要である。地域資源の収益化のカギは、資源の不断の磨き上げとともに、それを知的財産として捉え、いかに効果的・効率的に活用し、差別化できるかにかかっている。都道府県を中心に地域経済の担い手が連携して、共通の目標とリーダーを定めて取り組むことが重要である。そのため、次の施策が必要と考える。

1. 都道府県は知財の創造・保護・活用に関する戦略の策定・見直しを

- ①都道府県は地域経済の担い手と連携して、地域における知財の創造・保護・活用を強化し、地域を活性化する戦略の策定・見直しを行い、目標や推進体制、地域中小企業等の支援施策の体系、方向性を明確に定め、推進すること。また、国はその策定・見直しの促進と積極的な支援を行うこと。
- ②地域知的財産戦略本部ならびに地域経済産業局は、都道府県等との連携を強化し、国や自治体等の最新の知財支援策をワンポータルに一括して分り易く紹介し、中小企業等が常に活用できるようにすること。

2. 知財による連携を進め、地域の活性化を

- ①各地域において産学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする間、中小企業に無償で開放すること（山口大学や徳島大学の特許開放モデルの展開）。
- ②企業や大学・研究機関等との適切な権利配分を実現するため、契約書の雛形の提供や契約時の留意点を紹介する等、産産連携・産学連携における契約締結に対する支援を強化すること。
- ③知財総合支援窓口は相談対応のみならず、中小企業のネットワーク化を通じ、企業間のノウハウの共有や人材育成に取り組むなど、地域における支援機能を強化すること。
- ④4月に各経済産業局において、また10月にINPIT（（独）工業所 有権情報・研修館）の近畿統括拠点において、面接審査や相談窓口機能が強化されるため、その積極的なPRを行い、中小企業の利用を促進すること。
- ⑤オープンイノベーションに取り組む大企業と独自の技術を持つ中小・ベンチャー企業のマッチングを図り、中小・ベンチャー企業が保有する技術の活

用を促進すること。その際、大企業は中小企業が保有する技術やノウハウの保護に十分配慮すること。

⑥商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓をするために、デザイナーとのマッチングやデザイン芸術系大学との産学連携等を強化するとともに、デザインを活用した販路開拓などの有効性を紹介し、中小企業の意匠権の活用を促進すること。

⑦地域の新規事業創出支援の効果を上げるため、事業プロデューサー事業（特許庁）、マッチングプランナー事業（文部科学省）の連携を推進すること。

3. 地域資源の権利化・ブランド化の促進を

①平成 18 年 4 月から施行された地域団体商標制度の利用実績と経済効果を調査分析するとともに、その成功事例の横展開を強力に行うこと。

②都道府県や市区町村は地域経済の担い手と連携し、地理的表示保護制度や地域団体商標を取得した権利者に対して、農林水産品・加工品等の海外を含めた販売支援（マーケティング、販路開拓、見本市への出展等）や、模倣品等の侵害対策に強力に取り組むこと。

③地理的表示保護制度は、わが国の農林水産品の高付加価値化、ブランド力向上に有用であり、知財総合支援窓口における制度活用の相談対応の充実を含め、活用を促進すること。

④伝統工芸品や地域の工業製品などの非農林水産品が地理的表示保護制度を活用できるよう、制度の拡充を図ること。

⑤地域団体商標制度の活用を促進するため、商標を料金減免制度の対象とし、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること。

⑥農商工連携の取り組みが各地で進む中、ブランド化に向けた商標権の取得コストが、大きな負担となっているため、地域活性化に資する商標について、登録費用の減額措置を創設すること。

⑦地域資源のブランド化には、素材の発掘・生産、ストーリー性の構築、商品化、最適なチャネルでの販売といったサプライチェーンを、地域の多様な連携により構築することが必要である。こうした取り組みの支援のため、29 年度予算案に盛り込まれた全国展開支援事業（地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト）、JAPANブランド育成支援事業、ふるさと名物応援事業について、円滑な実現を図ること。

4. 地域の主体的な知財活用に向けた人材育成支援を

①地域の知財（育成者権、商標権、意匠権等）を総合的に活用し、国内外において地域産品の価値を高められるよう、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成、能力開発を強化すること。

- ②地方大学や公設試験研究機関等が保有する特許等の技術を中小企業が有効に活用するため、マッチングから製品化まで支援できるコーディネーターの育成・配置をさらに推進すること。
- ③農商工連携・6次産業化による新商品の商標や、地域の魅力あふれるコンテンツを有効活用し、域外に発信する等、地域活性化策の推進に向けた人材育成をさらに強化すること。
- ④キャラクターの活用に際しての著作権管理やビジネス展開に通じた人材の不足に悩む地域が存在することから、関連情報の提供や成功事例の横展開などの支援を強化すること。

Ⅱ．中小企業による知財活用の最大限の促進を

中小企業が知財を創出し、権利化する上での最大の課題は、権利の取得・維持コストや手続きの煩雑さに比べ、権利化による利得が低く見込まれることである。コスト低減、手続きの簡素化と、権利活用への期待を引き上げる施策を併行して最大限推進する必要がある。そのために、以下の施策を講じられたい。

1．中小企業の知財権の積極的な取得に向けた環境の整備

(1) 知財権の取得・維持費用を下げる

- ①中小・小規模企業、ベンチャー企業が、複雑な要件に縛られることなく、一律に費用負担の減免措置を受けられるよう、料金減免体系を抜本的に見直すこと。例えば、米国のスモールエンティティ・マイクロエンティティ制度や中国の特許費用減免弁法を参考に、従業員300人以下の中小企業には一律に料金を半減し、さらに、出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免するよう、制度を改善すること。
- ②特許料の減免制度と同様の減免制度を実用新案・意匠・商標の各知財権にも導入すること。
- ③中国における国の補助制度や優れた知財を有する企業への税制優遇制度等を参考に、出願奨励策を充実させること。
- ④中小企業に対する外国出願支援の周知強化、公募期間の拡大等により、利用を促進すること。

(2) 権利化などの申請手続きを簡素化し、分り易く

- ①知的財産権の申請書類を簡素化し、手続き負担を軽減すること。
 - a) 出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請において、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、一括申請ができるよう、改善す

ること。

- b)様式について、申請が簡易化されるよう工夫（例：該当事項にチェックを入れる方式など）するとともに、申請要件等については宣誓(※)に変更し、添付を要する証明書類を削減すること。

※アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓（該当の要件項目にチェック）すれば、費用減免の対象になる。但し、虚偽申告（宣誓）の場合は、権利行使不能や取り消される場合がある。

- c)複数国への出願に係る優先権書類の電子的交換制度について、意匠・商標への適用や参加国の拡大に向けて取り組むこと。
- d)海外における知財活動（権利取得から事業化・ライセンス、侵害対策まで）については、不慣れな中小企業が特に多いことから、各種申請や相談窓口の一本化を進める等、一気通貫の支援を強化すること。
- e)都道府県等中小企業支援センター及びジェトロ本部が担う「中小企業外国出願支援事業」の相談窓口について、アクセスしやすい場所へ拠点を拡充すること。

2. 知財を中小企業の経営戦略に不可欠なものに

(1) 知財を戦略的に経営に活かそうとする中小企業への支援

- ①中小企業が知財戦略を重視した経営計画を作成し、その計画を地域知的財産戦略本部等が認定した場合、研究開発や設備投資への助成、税制優遇措置、低利融資などを支援する制度を創設すること。また、経営計画の策定、実行を支援する民間コンサルティングに要する費用について、負担軽減策を講じること。
- ②関東、近畿ならびに四国経済産業局等が行う「知財経営塾」「知財塾」の効果・課題を検証した上で、各都道府県に積極的に展開すること。その際、知財活用途上型企业には知財の重要性の啓発、知財活用挑戦型企业には知財の戦略的活用のための伴走型支援等、それぞれの実態に合ったきめ細かい支援を講じること。
- ③「知的資産経営報告書」を活用し、競争力を高めている企業などの成功事例の紹介により、同報告書活用の有効性を積極的に周知すること。
- ④近畿経済産業局が行う中小企業のニーズに応じた開放特許のマッチング支援など、コンサルティング機能を備えた支援体制を全国的に普及すること。
- ⑤AIやビッグデータといった新しい情報財による、新たなビジネスモデルの展開を促進するため、ビジネスモデル特許の活用の好事例など普及啓発に一層取り組むこと。
- ⑥パテント・ボックス税制（知財権に起因する収益に対する税負担の軽減）について、各国の状況も踏まえながら整備に向けた検討を行うこと。

- ⑦わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しするため、研究開発税制において、オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の範囲に、特許譲受対価を追加すること。また、中小企業に対して、人件費の専従要件を緩和する等、改善を図ること。
- ⑧技術やノウハウ等の営業秘密を適切に保護し、先使用権制度を利用して事業継続できるように、タイムスタンプ等の活用を推進すること。

（２）中小企業の知財活用意識の醸成と支援人材の育成

- ①中小企業にとって権利化のみならず、ビジネスモデルの構築が重要であり、経営と知財の両面の知識を持ち、戦略を立案・推進することができる企業人材の育成プログラムを各都道府県で実施すること。また、知的財産管理技能検定の資格取得に向けたカリキュラムを提供するなど、１社に１人、知財管理人材を配置できるよう支援を行うこと。
- ②「秘密情報の保護ハンドブック」を有効活用し、中小企業において営業秘密を適切に管理できるようセミナー等を積極的に開催し、中小企業経営者や従業員の営業秘密保護に対する意識を醸成すること。
- ③弁理士、中小企業診断士、金融機関などの支援者を対象に、知的財産の戦略的活用の促進に向けた人材育成研修プログラムの充実を図ること。
- ④中小企業から、業界動向に詳しい弁理士を探せない、弁理士費用の負担が大きい等の声があるため、適切な弁理士を容易に探すことができるよう、分野別・国別の特許出願代行件数や知財紛争処理件数等の開示を推進すること。
- ⑤国・地方自治体が連携して知財教育を推進するため構築された、知財創造教育推進コンソーシアムを活性化させ、発明やアイデアに対する意識の向上を図ること。あわせて、小中学校での知財教育推進に向けて、発明やアイデアの楽しさや、模倣品・海賊版といった権利侵害に対する教育等を踏まえたカリキュラムとすること。

（３）知財の価値や事業性評価が見える化（数値化）し、知財金融の促進へ

- ①中国においては知財を活用した融資が２０１１年の９０億元（約１，３５０億円）から２０１５年の７５０億元（約１．１兆円）へと急速に拡大するとの予測を踏まえ、日本での知財金融のさらなる拡大のために、中国における知財金融を研究するとともに、知財の事業性評価を活用した融資制度の普及を大幅に拡大すること。
- ②金融機関を対象にした「知財ビジネス評価書作成支援」を大幅に拡充すること。
- ③知財金融の促進のため、知財の経済的価値の数値化・指標化に向けた研究分析について、知財侵害訴訟における損害賠償額の評価等を含めて取り組み、

広く提供すること。また、多数の特許が自由に取り引される特許流通市場を整備すること。

(4) 国内外の知財侵害に対し、断固たる措置を

- ①取引先が技術やノウハウなどの知財を不当に吸い上げていないか、実態を調査するとともに、不当な行為を行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること。
- ②模倣品・海賊版による被害の実態を正確に把握し、その取締りを強化するため、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を拡充するとともに、関係省庁等が行う関連事業・相談窓口との連携を強化すること。
- ③海外における知財侵害に対して、日本政府は相手国政府に対策強化を一層働きかけること。また、相手国における侵害の発見、侵害先への警告、警察への被害届等の提出、税関への差押え請求、裁判所への提訴、民間交渉などにおける在外公館やジェトロの積極的な関与を通じて、正当な権利の主張ができるよう対応を強化すること。
- ④海外での模倣品・海賊版の流通を阻止するため、侵害発生国の税関、警察等の執行機関に対して、わが国の取締りの実践的なノウハウの提供や定期的な意見交換を継続的に実施すること。さらに、現地における厳格な取締りの実現に向け、侵害発生国の取締り状況を継続的に調査し、必要に応じて強く改善を要求すること。
- ⑤中小企業が国際仲裁制度を活用しやすくなるよう支援を講じること。
- ⑥特許庁の判定制度の周知を強力に進めるとともに、判定書の発行期間を短縮すること。
- ⑦海外で知財侵害として訴えられた際の海外知財訴訟保険制度について制度の改善を図るとともに、周知を強力に行うこと。
- ⑧AIやビッグデータ等は、発展を続けているため、中小企業にとって理解しにくい。中小企業の経営戦略や知財戦略に与える影響を分かりやすく説明するとともに、営業秘密の保護など中小企業の実態を踏まえた活用の在り方を検討すること。
- ⑨既存の知財権の保護対象とされないデータとその集合のうち、取得等のために投資や労力が必要な「価値あるデータ」の保護については、中小企業の実態を踏まえたデータ契約（規約等）上の留意点の整理など、民間の取り組み支援を推進すること。また、権利付与や行為規制による保護については、国民や企業の実情、ニーズ等を踏まえ慎重に検討すること。

Ⅲ. わが国の産業競争力を強化する知財システムを

経営資源に乏しい中小企業が知財侵害に対抗して訴訟を起こすのは、自社のビジネスへの影響が看過できない程大きい場合に限られる。提訴したとしても、知財訴訟における原告・中小企業の勝訴率は20%に満たず、さらに勝訴の場合における中小企業の損害賠償請求額に対する認定率は8%と、大企業（30%）に比べ、減額されている。このように、特許権等でビジネスをしっかりと守ることができない状況は、知財の創造・活用に向けた中小企業の意欲を削ぐことにつながる。

特許等が創意工夫の成果として尊重され、安定的に活用できることが、中小企業の存続・発展にとって必要不可欠である。中小企業が知財紛争処理に求めるのは、特許等が裁判においても高い安定性が認められること、並びに知財侵害の際に訴訟提起が容易にできることである。以上のことから、次の施策の実現を求める。

1. 知財の創造・活用を促進する、納得感の高い紛争処理システムを

（1）特許権の安定性を高める確実な審査を

知財訴訟において無効の抗弁が提出された際に、37%の特許等が無効とされており、特許等の安定性への懸念を生んでいる。懸念の払しょくに最も重要なことは、裁判において特許等の有効性が否定されることがないように、特許庁が確実な審査を行うことである。

また、裁判所と特許庁が連携を強化し、裁判所の技術的専門性を更に高めるための措置を講じることが重要である。侵害訴訟において、権利付与した専門官庁である特許庁に意見陳述を行う機会を与えることも必要である。

さらに、特許権の権利付与段階における取り組みも重要である。公正取引委員会は独占禁止法違反の審査に関する規則・ガイドラインを定め、これを一般に公表することにより、裁判所は判断の参考にしている。同様に、特許庁の知財権付与の審査に関する内部基準についても尊重するように、特許庁と裁判所は検討すべきである。

（2）訴訟提起前からの証拠収集手続きの強化を

中小企業からは、特に侵害者が生産現場で使用している製法に関する特許について、侵害事実を立証するための証拠収集が難しいとの声が多く寄せられている。一方で、中小企業を原告とする知財訴訟では、非侵害による原告敗訴が6割以上を占めている。中小企業が侵害の証拠を十分に収集できるようにするとともに、見込み違いによる提訴を防ぐためには、訴訟提起後はもとより、訴訟提起前の証拠収集を容易にすることが必要である。ドイツの査

察制度などを参考に、裁判所の許可を得て、中立的な査察官が証拠収集を行う制度の導入を検討すべきと考える。査察に当たっては、営業秘密が漏れることが無いよう、裁判所の許可、及び査察官の秘密保持を厳格にすることにより、これらの懸念を払しょくする等の措置を講じるべきである。

また、書類提出命令については、被疑侵害者に求められる権利侵害の具体的な態様の明示が十分になされない場合であっても、必要性がないとの理由で申立てが却下されるとの指摘がある。裁判所が書類提出の可否を判断し易くすること等改善する必要がある。

(3) 侵害差止めの迅速かつ的確な対応を

中小企業が特許や商標を取得するのは、他社からの侵害を防ぐためである。しかし、現実には、中小企業が侵害品を見つけても、なかなか製造や販売、輸入の差止めが認められない。例えば、ドイツでは、迅速に差止めが認められ、被害の拡大を防いでいるとの指摘があることから、日本でも、ドイツ並みに迅速かつ的確な侵害差止めがなされるよう、制度と運用を改善すべきである。

(4) 低すぎる損害賠償額の早期是正を

多くの中小企業から、わが国の訴訟における損害賠償額は低く押さえられているという声が上がっている。この状況を踏まえ、低すぎる損害賠償額については、早期に是正する必要がある。

一方、損害賠償額を引き上げることは、その内容いかんによってはわが国の訴訟環境を大きく変え、パテントトロール等が日本で積極的に訴訟を提起する事態を招くとの指摘があり、この点に十分に注意する必要がある。

そこで、現在の低すぎる損害賠償額を是正するために、特許法第102条各項に基づく算定の見直しや法定損害賠償の導入など、損害賠償の額を適切な水準に引き上げる方策を講じるべきである。特に、同法第102条第3項の特許実施料相当額については、平成10年改正で「通常」の文言を削除し、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当な金額が認定できるようにしたところであるが、法改正後も侵害の態様、交渉経緯などの具体的事情が裁判において増額要因として認定され難いという調査分析がある。そのため、裁判所が独自の判断で決定している同法第102条各項に基づく算定については、関係者の理解を深めるために、具体的事情の考慮結果を明確にする等透明性を高める見直しを早急に行う必要がある。

弁護士費用については、特許権者が侵害者を訴える場合に限り、敗訴侵害者の負担となるよう民法第709条の相当因果関係の判断に関する運用を見直すべきである。

(5) 中小企業が侵害に対抗するための支援を

中小企業が知財紛争で勝訴できない要因として、特許の内容が不十分であることや、訴訟を依頼した弁護士が知財紛争に精通していないなど、中小企業側の問題を指摘する声がある。

一方、経験豊かな弁理士や知財弁護士は、大企業を顧客としていることが多く、利益相反のために中小企業からの依頼を断ることがあるのも実態である。中小企業の実質的なハンディをなくすためには、思い切った中小企業支援策が必要である。

①中小企業に対する裁判費用の支援等

訴額に比例した裁判費用は、中小企業が多額の損害賠償を求めて訴訟提起することを難しくしている。例えば、訴額が100億円の訴訟を提起する場合には、1,600万円程度を裁判所に一旦納付する必要がある、資金繰りに余裕のない中小企業には手当が困難である。また、知財訴訟における弁護士費用の捻出も中小企業には大きな負担となる。そのため、知財訴訟における弁護士等の費用を補償する保険制度や補助金の創設などを検討すべきである。

②知財総合支援窓口の機能強化による、侵害・訴訟への対応を含めた戦略的な特許取得支援

知財訴訟を経験したことがある中小企業の割合は極めて少ない。そのため、中小企業においては、業界の技術動向等を見据え、訴訟にも耐えうる戦略的な特許を取得しようという意識は依然として低い。このような状況を踏まえ、中小企業が知財総合支援窓口の特許出願を相談した際には、第三者的視点から出願内容を分析し、侵害・訴訟への対応備えも含めたアドバイスを受けられるように、相談窓口の機能を強化する必要がある。

③知的財産に詳しい弁護士を業界団体等が紹介する制度の創設

特に地方においては、知財に詳しい弁護士等を探すことは困難であり、これらの弁護士に関する情報にアクセスできるよう、現在弁護士会が行っている弁護士紹介制度に加えて、各業界団体等が、自業界やその技術の動向に詳しい弁護士等を紹介することを認めるべきである。

④仲裁・調停・斡旋制度の検証及び改善

裁判より早期での解決を望む中小企業のために、既存の仲裁・調停・斡旋制度の利用実態を検証、改善を図るとともに、中小企業が簡易・迅速かつ低廉な負担で利用できるよう、特許庁が新たな斡旋制度等を創設すること。

2. 日本の優れた知財システムを世界へ

- ①わが国の特許審査について、審査品質を高めつつ、出願から権利化までの期間の一層の短縮化を図り、世界最高品質かつ最速の審査を実現すること。
- ②特許の対象や審査基準の共通化など、低コストかつグローバルな権利取得支援のため、わが国が中心となって国際特許システムを構築すること。
- ③特許審査ハイウェイ（P P H）の参加国をさらに拡大すること。
- ④新興国による安定した知財システムの構築を積極的に支援すること。また、審査体制が十分に整備されていない新興国において、特許の付与円滑化に関する協力（日本国特許庁と所定知財庁との合意に基づき、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、実質的に無審査で当該所定知財庁でも特許が付与される制度）を拡大すること。
- ⑤パテントトロールのような濫用的な権利行使に対し、他国の動向を踏まえつつ、安易な訴訟提起の防止や差止請求の制限などについて検討すること。
- ⑥A I やビッグデータ、I o T等の新たな情報財の活用・保護に関する議論については、世界とのハーモナイゼーションを図りながら日本主導で展開すること。

3. 国際標準・認証による競争力強化

- ①主要産業に止まらず、ニッチ産業においても、わが国中小企業の優れた技術やノウハウを生かし海外需要を取り込むことができるよう、各国間における規格・基準など規制の統一や調和を強力に推進すること。また、日本において適法に生産され、取引されている製品は、他国においても輸入・流通が認められるよう規格・基準など規制の相互承認を推進すること。
- ②中小企業に対して、国際標準化に関する最新情報や政府の取り組みを分かりやすく紹介するとともに、国際標準や認証等を活用した中小企業の好事例の展開を強化すること。
- ③各国の規格（例えば、E UにおけるC Eマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用に対する中小企業向けの助成制度を創設すること。
- ④国際標準等に関する活動については、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度の拡充や補助対象範囲を拡大すること。

IV. コンテンツを活用した旺盛な海外需要の取り込みを

2014年から2020年に、わが国のコンテンツ市場の規模は3.0%増との予測に対し、アジアでは7.5%の伸びが見込まれている。旺盛な海外需要を最大限に取り込むためには、クールジャパンとして評価が高いコンテンツ

自体はもとより、関連商品・サービス、さらには観光を合わせて、収益力を強化する観点が重要である。また、模倣品・海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通については、政府間協議等を含め徹底的な対策を粘り強く実施していくことが不可欠である。以上のことから、次の施策が必要と考える。

1. コンテンツ輸出による日本の魅力の効果的な発信

- ①コンテンツ輸出を国家プロジェクトとして位置づけ、明確なK P I を設けるなど目標を設定し、取り組むこと。
- ②政府が定める重点国において、国の主導による日本のコンテンツ専門放送局など情報発信拠点（ジャパン・チャンネル）の設置や、クールジャパン、ビジットジャパンの連携強化を推進すること。
- ③コンテンツ輸出拡大に向けたシナジー効果が十分に発揮されるよう、放送コンテンツ海外展開促進機構（B E A J）と経済産業省のJ－L O P事業等の連携を強化すること。
- ④観光庁の日本政府観光局（J N T O）と外務省「ジャパン・ハウス」の連携を強化し、日本を代表するコンテンツの重点的なP Rを行うとともに、日本の情報を効率的・効果的に発信すること。
- ⑤コンテンツをはじめとしたクリエイティブ産業の振興を効果的・効率的に行うため、分野ごとの市場規模、事業所数、従業者数、輸出入額、及び著作権とともに知財権ごとの海外との収支などの統計を整備すること。
- ⑥魅力あるコンテンツは、観光との相乗効果が期待できるため、フィルムコミッションを推進し、積極的に国内外に発信すること。また、映画やドラマ等の舞台となった場所は、聖地巡礼と言われ、送客効果が高いことから、北海道や岐阜県等における効果的な取り組みについては横展開を図ること。
- ⑦ヘルスケアやスポーツ、観光産業等は、アプリやゲームを通じた体験型コンテンツとの連携により入込客の増加等の効果を上げている。これを一層拡大するため、重点テーマを設定し、コンテンツ産業と非コンテンツ産業とのコラボレーションを促進する交流会や商談会などを積極的に開催すること。

2. 模倣品・海賊版の徹底的な対策を粘り強く

- ①模倣品・海賊版対策については、拡散防止条約（A C T A）の加盟促進等を進めると同時に、経済連携協定や二国間交渉等により知的財産の保護を強力に働きかけること。
- ②わが国の劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りのノウハウを海外諸国に提供する等、国内外での取締りを強化すること。
- ③侵害発生国・地域への監視を強化し、明白な権利侵害に対しては警告書を出すなど、政府機関が積極的に関与すること。

- ④海外のコンテンツに関する規制情報の提供及び規制緩和・撤廃に向けた取り組みを強化すること。
- ⑤海外現地における抜本的な模倣品・海賊版の対策として、政府の支援のもと、コンテンツ制作企業、放送局、通信事業者等の関係者が一丸となって日本の正規優良コンテンツの流通を促進すること。
- ⑥侵害サイトに誘導するためのリンクを集めて掲載するリーチサイトや、侵害コンテンツに誘導することで広告収入を得る行為に対し、法制面での対応も含め取締りに向けた検討・実施を早急に行うこと。

3. 良質なコンテンツを創造するための制度整備と人材育成

- ①著作物の利用円滑化のため、著作権者不明の場合の裁定制度の改善や、権利情報を集約したデータベース等によるライセンスの環境整備等に向けて取り組むこと。
- ②新規のビジネスが活発に創出される環境を整備するとともに、著作権者の権利が適切に保護されるよう、著作物の公正な利用について検討を行うこと。
- ③共同著作物に係る共有著作権の行使について、他の共有者の利益との調整を図るための制度の整備を図ること。
- ④中小のコンテンツ制作企業やクリエイターが、短編アニメなど自作品を簡単に配信できるよう、環境を整備すること（配信会社とのマッチング支援、著作権の取扱いや寄与度に応じた利益分配などの契約書の雛形の提供等）。
- ⑤わが国のコンテンツは、世界で評価されているにもかかわらず、海外で十分な収益を上げていない。そこで、海外における日本コンテンツのビジネス展開をマネジメントできるプロデューサー人材の育成を強化すること。
- ⑥デジタル化により重要性を増す著作権に適正に対応できるよう、実務上の留意点などを解説した中小企業向けのセミナー等を拡充すること。

以 上